

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：マラウイ国都市給水分野に係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a00772

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2020年11月18日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年11月18日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：マラウイ国都市給水分野に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</li><li>( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</li></ul> |
|---|

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2022年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。
--

#### 4. 窓口

##### 【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：契約第一課 太田 泰葉

[Ota.Yasuha@jica.go.jp](mailto:Ota.Yasuha@jica.go.jp)

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

##### 【事業実施担当部】

地球環境部 水資源2チーム

#### 5. 競争参加資格

##### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

##### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

##### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めず。

##### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年 12月 9日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年 12月 18日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

## 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

### 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

### 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2021年1月8日（金） 11時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

*注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。*

### (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月15日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

## 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

## 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

## (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

## (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、交渉順位の確定にかかる「プロポーザル等評価結果の通知」メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、  
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2）公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### （1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。

また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### （6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 【基礎情報・収集確認調査の項目例】

#### 1. 調査の背景・経緯

マラウイ国の村落部における給水率は約47%（2000年）から約65%（2017年）に改善している状況にあるが、都市部の給水率は約85%（2000年及び2017年）と横ばいであり（WHO/UNICEF）、改善が望まれる状況であることに加え、1年あたり約3%（世界銀行、2016年）と著しく都市部人口が増加しており、今後も給水需要は増大し続けると見込まれる。マラウイ国政府は、「マラウイ国家成長・開発戦略2017-2021（MGDS III）」の中で、5つの重点分野のうちの一つに水資源開発を位置づけており、水資源へのアクセス増加のための戦略として、都市における水供給の改善を掲げ、2022年までに都市部の給水率を90%とすることを目指している。これまでJICAは、マラウイ水資源セクターの支援ニーズの変化に対応し、1990年代、2000年代には地方部での村落給水支援を実施し安全な水へのアクセス向上に貢献するとともに、近年では都市化の進展に伴い、より裨益人口の大きい都市部の水道事業の改善に向けた協力を実施してきた。

開発計画調査型技術協力「水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」（2012年3月～2014年12月）において策定された国家水資源マスタープランでは、都市給水開発の対象とされている4都市の内、突出して居住人口が多い首都リロングウェ市およびブランタイヤ市が最も優先順位が高い2都市とされている。こうした中、都市の無収水対策を優先事業としたリロングウェ市に対しては、「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」（2019年6月～2023年6月）及び「リロングウェ無収水削減用機材整備計画」（2018年3月G/A締結）を通じて支援を実施し、また、ブランタイヤ市に対しては、横浜市と連携した自治体連携ボランティア派遣を通じて、自治体間の交流を深めるとともに、自治体職員による技術支援を継続してきた。

ブランタイヤ市（人口120万人（2018年））は、マラウイ国南部に位置する商工業都市であり、首都リロングウェ市に次ぐ人口を擁し、同国経済の中心となっている。ブランタイヤ市では、ブランタイヤ水公社（BWB）による給水事業が行われているが、134,000m<sup>3</sup>/日の水需要量に対し、実際の給水量は125,000m<sup>3</sup>/日前後にとどまっており、水需給は逼迫し、23時間/日の時間給水となっているだけでなく、高い人口増加率（2%（2018年））も相まって、今後も水需給が逼迫していくことが想定されている。また、事業収入17,261百万MWK（約24.5億円）に対し、総支出は22,740百万MWK（約32.3億円）であり、持続的な経営に向けた財務状況の改善が急務となっている。水道メーター設置率がほぼ100%である一方で漏水や違法接続等による無収水率が38%（2019年）であること、給水量の9割を占めるウォーカーズフェリー浄水場からブランタイヤ市までの送水に係る電力費用がBWBの運転費の6割を占めることがこの事業収支の要因として考えられるが、BWBの持続的な事業経営に向けた支援を検討するためには、詳細な財務分析や需要予測の妥当性、水収支予測、水源水質や浄水場の機能等のBWBの給水サービス全体に関する基礎情報の整理と、これを踏まえた課題分析が必要な状況となっている。

また、マラウイ湖—シレ川水系の流域にあたるブランタイヤ市が抱える課題は、同マスタープランの水資源開発管理の基本方針で掲げられた、(1) 乾季の効率的な水需要管理、(2) 各流域の雨季の豊富な水資源の活用、(3) 常時豊富な水量を有するマラウイ湖—シレ川水系の水資源の活用、の全ての要素が関係したものであり、首都リロングウェと異なる課題を持っている。水資源分野の知見・経験を域内の他の水道事業体に展開する観点からも、同一国内での複数の課題解決経験を得ていく必要性は高い。

本調査では、ブランタイヤにおける給水サービス全体の問題分析を実施し、BWBの課題と優先順位の整理を行い、BWBに対する協力量針を検討する。あわせて、協力成果のスケールアップの観点から、マラウイ国内および国を越えた知見・経験の共有を進めていくために、サブサハラアフリカ域内の水道事業者の域内連携の可能性検証についても本調査の対象とする。

#### 2. 調査の目的と範囲

本調査は、調査対象都市であるマラウイ国ブランタイヤ市における都市給水分野の優先課題及び支援ニーズの整理を行い、協力量針を検討することを目的とする。加えて、同国で実施し

てきた協力のアセットの活用や、サブサハラアフリカ地域における都市給水分野の JICA の協力成果をスケールアップさせる観点から、サブサハラアフリカ地域の域内連携可能性についても検討を行うことも目的とする。

【調査対象地域】

マラウイ（ブランタイヤ市）

【調査協力機関】

ブランタイヤ水公社（Blantyre Water Board、以下「BWB」という）

本調査において、受注者は調査の目的を達成するために、「3. 調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、「4. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて「5. 報告書等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者及び調査協力機関に対し説明・協議の上、提出するものとする。

### 3. 調査実施の留意事項

#### （1）リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクトの知見の活用

マラウイで実施中の技術協力「リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト」の中で、リロングウェ水公社はマラウイ国内の水道事業体への知見共有に取り組んでおり、マラウイ水道協会と連携し、BWB も含めた 5 事業体での学び合いの機会を持っている。また、同プロジェクト成果 3「LWB の無収水対策に係る知見の組織内外への発信・共有能力が向上する」を通じ、知見の発信を進めている。同プロジェクトの専門家は、マラウイ国内の水道事業体の現状・課題や、事業体間の連携状況についても知見を蓄積しているため、調査に際しては同プロジェクト専門家チームとのヒアリング・意見交換も実施する。

#### （2）横浜市水道局短期ボランティアの知見の活用

横浜市水道局は、2014 年度～2019 年度の間、BWB と MOU を締結し、自治体連携ボランティアの派遣を通じて、BWB の給水サービスを包括的に改善するための支援を実施している。本調査実施に際しては、横浜市水道局（ボランティア経験者）からも BWB の現状・課題に関するヒアリングを実施する。

#### （3）ムディダムの水源ポテンシャル

ブランタイヤ市近郊に位置するムディ浄水場（設計能力：45,000m<sup>3</sup>/日）は、ほぼ自然流下で配水が可能であるものの、施設の老朽化、設計上の問題及びダム集水域における違法森林伐採による原水の水質変化等により、処理効率が大幅に低下しており、設計能力を下回った水量（5,000～12,000 m<sup>3</sup>/日（時季により変動））を供給するにとどまっている。ムディダムを水源とするムディ浄水場を有効活用できれば、40km 離れたウォーカーズフェリー浄水場の運転時間を減らすことで、BWB の電力費用を大幅に低減させることが可能であると想定される。2019 年及び 2020 年の雨季（1 月～3 月）に BWB が実施したムディダムの越流量調査によれば、少なくとも雨季の間は、ムディダムの水源をより一層活用できるとのデータが得られている。他方、ムディダムは建設後 60 年以上が経過し堆砂が進んでおり、当初の設計容量は 150 万 m<sup>3</sup> であったものの、詳細は不明ながら、現在は 115 万 m<sup>3</sup> と推計されている。ムディ浄水場への協力量針を検討する場合は、ダムの躯体、堆砂状況、気候変動の影響等も含め、総合的に水源としてのポテンシャルを評価するとともに、植林による集水域の保全等も含めた包括的な支援策の検討を行う。

#### （4）ムランジェ浄水場の現況確認

ブランタイヤ市南東に位置し、Likhubula 川を水源とする新規に整備されたムランジェ浄水場（20,000m<sup>3</sup>/日）についても、同浄水場からの送配水システムを含めた運転状況の確認を行い、将来の送配水計画も把握した上で、ブランタイヤ市全体の総合的な水運用のあり方と給水サービスの向上に向けた協力量針を検討する。

#### (5) 既存の域内協力枠組みからの経験・教訓の活用

2018年11月にルワンダのキガリ市において、アフリカ域内水道事業体協力（WURP）として、ルワンダ水衛生公社、マラウイ・リロングウェ水公社、ケニア・エンブ上下水道会社の3水道事業体が共同でワークショップを開催した。また、2019年11月にはアフリカの14の水道事業体が参加し、サブサハラアフリカ水道事業体幹部フォーラムが開催されている。サブサハラアフリカの域内連携の可能性を検討する際には、過去のWURPやサブサハラアフリカ水道事業体幹部フォーラムの参加者や関係者へのヒアリング・意見交換を実施し、これらの発展的展開に資する取り組みを検討する。

#### (6) サブクラスターを念頭に置いた協力案の整理

JICAの今後の協力量針を検討・明確化する過程において、サブクラスター「水道事業成長支援—都市水道—」の協力アプローチ「②基本的サービス向上支援型」及び「③水道事業体成長支援型」を念頭におき、ブランタイヤ市水道セクターの発展段階を確認した上で、協力量案を整理する。

#### (7) イノベーション及びDXの積極検討

協力量針の検討に際しては、現地・本邦・第三国を問わず、都市給水サービスの課題解決に有用と思われる新しい技術・製品・イノベーション・デジタルトランスフォーメーション（DX）の活用についても積極的に検討を行う。

JICAにおけるDXとは、「開発協力におけるあらゆる領域にICTが一体化していくことにより、時間・場所・規模の制約を超えて、データに基づく価値創出が行われ、社会・経済・行政における様々な主体間の関係性が再構築されることにより、従来のアプローチでは困難だった開発課題の解決を飛躍的に実現すること」と整理している。

#### (8) 新型コロナウイルス（COVID-19）の影響

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響により、水道料金収入の大幅な減少等、対象水道事業体にも様々な影響が出ていることが想定される。それら影響を把握した上で、協力量案の検討を行う。

### 4. 調査の内容

#### (1) 既存文献調査による収集・整理とインセプションレポートの作成、説明

本調査は、まず他ドナーやBWB自身が作成した関連資料等既存資料をレビューし、情報収集を行い、基礎情報を整理した上で、インセプションレポート（全体調査方針）を作成し、JICA及び調査協力機関に対し内容を説明する。

#### (2) 現況に係る情報収集

BWBの現状及び基本情報の把握にあたり、下記情報を入手し現状を分析の上、課題を抽出する。

- ブランタイヤ市周辺の自然条件、社会経済状況、下水道や通信などのインフラ整備状況の概略及び電力事情（再生可能エネルギー割合や上水道含む公共事業の電力料金設定などの料金政策等）
- BWBの組織体制、人員構成・人事制度（人材育成含む）、職員の能力・技術水準、経営・事業計画
- BWBの給水サービスの現状（水需要及び供給量、水源及び取水量、配水網と配水区域、給水時間、水道料金設定及び徴収状況、顧客サービス、無収水対策）
- 水道施設の現状及び維持管理状況（水源、浄水場、送配水施設、既存の配管図や管種、給水装置、配水管網・水圧の解析状況）（ウォーカーズフェリー浄水場、ムディ浄水場、ムランジェ浄水場を含む）
- BWBの財務、経営状況（過去5年程度の財務諸表の入手と分析を含む）

- 他ドナーの BWB への支援状況
- BWB における COVID-19 の影響と対応の取組
- BWB の域内連携に係る取り組み

### (3) 水需要予測の妥当性の確認

BWB より入手した水需要予測の妥当性の確認を行う。特に、給水原単位（一人一日当たりの水需要量）の設定根拠を明らかにする。SDGs 達成を見据え、2030 年を目標年とした水需要予測を行うことを基本とする。

### (4) 電力原単位低減の検討

前述のとおり、電力費用が BWB の財務状況にとって大きな負担となっていることから、送水系統ごとの電力原単位（1m<sup>3</sup>の浄水を給水するために使用している電力）を把握し、送水網のルート変更や高効率ポンプ導入等によりシステム全体としての電力費用低減の可能性を検討する。

### (5) 既存浄水場の能力評価

既存浄水場（ムディ浄水場を想定）の能力評価を行う。凝集池、沈殿池、ろ過池等浄水プロセスのどこに問題があるのかを明らかにするとともに、その原因（設計、老朽化、運転維持管理上の問題等）についても検討を行う。また、浄水場の構造図を入手し、既存施設の浄水処理能力を検証する。

### (6) ムディダムからの取水可能量の検討

周辺降雨量やムディダムからの流出量の確認を行い、ムディダムの貯水容量や雨期と乾期における取水可能量を検証する。調査対象地域における、降雨、蒸発散、表面流水、中間流出、地下水の水文循環特性を把握して、年間水収支法等により年間水収支図を作成し、水資源開発ポテンシャルの検討に利用する。また、上記を踏まえて、ダム湖の水位変動カーブ（少なくとも1年、できれば5年程度）を作成するとともに、ムディダムの堆砂の程度の推計も行う。加えて、ムディダムの躯体の評価も行った上で、ムディダムの水源としてのポテンシャルを検討する。

### (7) ムディダムの水源水質の確認

ムディダムの水質について確認を行う。藻類発生による凝集阻害・ろ過池閉塞・異臭味障害、鉄・マンガンの溶出等に留意する。またムディダムが市街地に近く、集水域境界付近にも人家が見られることから、BOD、リン、窒素等についても確認を行い、下水等の流入による汚染への寄与度を推定する。

### (8) ムディダム集水域の保全状況の確認

ムディダムの集水域の保全状況・保全計画についても確認を行う。集水域における土地利用の経年変化を確認し、水源林の伐採による貯水機能への影響を推定する。また、BWB は毎年植林を実施して集水域の保全に努めているが、その実施状況及び貯水機能回復への効果を確認する。

### (9) インテリムレポートの作成、説明

上記調査結果をインテリムレポートに取り纏める。また、第2次現地調査計画、スケジュール案を策定する。また、調査協力機関への説明資料を用意する。インテリムレポートの内容を JICA に対して説明し、行った議論を踏まえ、今後追加で調査すべき事項を精査する。

### (10) 協力方針案の検討

上記(2)～(8)で整理した結果を基に、以下に示す事項を総合的に評価した上で、将来の安全かつ安定的で効率的な給水サービスの確保に向けた水道施設の整備と総合的な水運用システムのあり方についての検討を行う。検討にあたっては2030年の水需要を満たすために必要な取水量を確保することを想定する。

- （集水域の保全計画を含む）ムディダムの持続的な利用可能性
- 新規水源開発の必要性
- 既存ムディ浄水場の改修および拡張の必要性

- エネルギー効率を勘案した水運用方法
- エネルギー効率の改善に伴い必要とされる送水・配水施設の改修案

その上で、優先度が高く早期に効果が見込まれるような具体的な協力案を検討して提案する。

例えば、既存浄水施設の改修や拡張を検討する場合には、現況の機能評価の結果を踏まえ施設の改修内容や拡張後の施設容量を検討する。設計は概念的にとどめ、過去の実績等から施設整備コスト概算額を算出する。

送配水網の見直しにかかる検討を行う場合は、地域ごとの水需要、既設の送水ネットワーク等を踏まえ、送水ネットワークのコンセプトプランを作成する。コンセプトプランでは、各浄水場のカバーエリアを明確にし、各浄水場から各給水区に凡そどの程度の送水を行うのかを記載する。エネルギー効率性等の観点から、必要に応じ、既設の送水ネットワークの改善を提案する。なお、施設設計や積算行わず概算額を示すにとどめ、概略を地図・図面等を用いて概念的に整理する。

#### (1.1) 人材育成・組織運営改善計画

施設整備に加え、BWBの組織能力強化、人材育成・能力開発についても課題の整理を行い、協力量案の検討を行う。

#### (1.2) 域内連携の可能性検討

マラウイ水道協会を通じたマラウイ国内水道事業体間で、実務者の学び合いの場として実施されているWURP、水道事業体幹部向けの交流の場であるサブサハラアフリカ水道事業体幹部フォーラム等、既存の域内枠組みの性質も踏まえ、参加者や関係者へのヒアリング・意見交換を実施し、教訓やさらなる連携ニーズの抽出を行う。また、マラウイ水道協会及び関連省庁へのヒアリングを実施し、マラウイにおける最新の水資源政策及び域内連携の経験や今後の方針について整理する。

BWBの現状及び基本情報の調査結果からBWBの組織、給水サービス、水道施設、維持管理に係る過去の改善への取り組みを整理し、教訓を抽出する。「水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」で作成されたマスタープラン及び、最新のマラウイ水資源政策を踏まえ、マラウイ国内における域内連携の可能性について提案する。また、過去に実施されたサブサハラアフリカ域内での連携実績を踏まえつつ、BWB及びマラウイの経験の優位性を整理し、サブサハラアフリカ域内に横展開する上での方針案及び留意事項を取りまとめる。

#### (1.3) 最終報告書（案）の作成、説明

調査結果を基に最終報告書（案）を作成する。また、調査協力機関への説明資料を用意する。最終報告書（案）をJICAに対して説明し、行った議論を踏まえ、レポートの最終化に反映する。

#### (1.4) 最終報告書の作成・製本印刷

最終化のための確認や修正を行い、報告書の製本印刷を行う。調査協力機関への説明資料を用意する。調査協力機関に対し最終報告書を手交し、プレゼンテーションを行う。

### 5. 報告書等

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を本契約における最終成果品とする。最終報告書については製本することとし、その他の報告書等は電子ファイル及び簡易製本で提出する（ホッチキス止め可）。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。（簡易製本は不要）。

- (1) インセプションレポート：和文1部、英文1部 電子ファイル（2021年3月）
- (2) インテリムレポート：和文1部、英文1部、電子ファイル（2021年7月）

(3) 最終報告書(案) : 和文1部(要約版)、英文1部、電子ファイル(2021年12月)

(4) 最終報告書 : 和文7部(要約版)、英文10部、電子ファイル(2022年2月)

報告書作成にあたっての留意点は以下のとおり

(1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。必要に応じ図や表を活用すること。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。

(2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載すること。

(3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

(4) 本調査で活用した資料はリスト化し、最終報告書の付属資料として整理し、リストにある参考文献データはCD-Rにて提出すること。

別紙：報告書目次案

最終報告書の構成（案）は以下のとおり。現地調査における情報の有無等を基に、構成については機構と相談の上、決定することとする。

表紙、序文、要約、目次

第1章：調査の概要

1.1 本調査の背景と目的

1.2 本調査の概要と実施方針

1.2.1 本調査の概要

1.2.2 対象分野と対象地域

1.2.3 実施方針

1.3 本調査の実施体制とスケジュール

第2章：ブランタイヤ市水道公社の概況・課題

2.1 BWBの経営・事業計画

2.2 BWBの組織体制

2.3 BWBの経営・財務状況

2.4 人員構成・人事制度（人材育成含む）、職員の能力・技術水準

2.5 BWBの給水サービスの現状

2.5.1 水需要及び供給量

2.5.2 水源及び取水量

2.5.3 配水網と配水区域

2.5.4 給水時間

2.5.5 水道料金設定及び徴収状況

2.5.6 顧客サービス

2.5.7 無収水対策実施状況

2.6 水道施設の現状及び維持管理状況

2.6.1 水源

2.6.2 浄水場

2.6.3 送配水施設、既存の配管図や管種

2.6.4 給水装置

2.6.5 配水管網・水圧の解析状況

2.7 他ドナーの支援状況

2.8 BWBにおけるCOVID-19の影響と対応の取組

2.9 BWBにおける域内連携の取り組み

第3章：ブランタイヤ市への協力方針案

3.1 需要予測に基づく既存浄水場改修・新規水源開発等の必要性

- 3.2 電力原単位を下げる取り組み
- 3.3 既存浄水場の機能評価・原因の検討
- 3.4 ムディダムからの取水可能量の検証
- 3.5 ムディダムの水質
- 3.6 ムディダムの集水域の保全状況・保全計画
- 3.7 BWB の協カニーズ、課題の整理・分析
- 3.8 BWB への協カ方針案

#### 第4章：域内連携

- 4.1 マラウイ国内における水道事業体連携
  - 4.1.1 マラウイの水資源政策
  - 4.1.2 マラウイ国内における水道事業体連携の現状
  - 4.1.3 マラウイ国内における水道事業体連携の方針案
- 4.2 サブサハラアフリカ域内における連携方針
  - 4.2.1 域内連携に資するマラウイの経験
  - 4.2.2 サブサハラアフリカ域内への連携方針案及び留意事項

#### 付属資料 参考文献リスト

参考文献リストに掲載した文献については、PDF 等の電子ファイルを CD-R にて提出すること。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：上水道開発計画策定に係る各種調査

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が20214月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/上水道計画
- 水源計画/ダム計画/水源集水域保全計画
- 水道事業運営/財務

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／上水道計画）】

- a) 類似業務経験の分野：上水道計画及び水道事業経営に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 水源計画/ダム計画/水源集水域保全計画】

- a) 類似業務経験の分野：上水道計画及び水源計画に係る各種調査経験
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 水道事業運営/財務】

- a) 類似業務経験の分野：水道事業体の財務分析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：地域評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年2月に業務を開始し、2022年2月に最終成果品をJICAに提出することを想定している。

項目	2021												2022	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
第1次 国内作業														
第1次 現地調査														
第2次 国内作業														
第2次 現地調査														
第3次 国内作業														

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 17 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任/上水道計画（2号）
- ② 水源計画/ダム計画/水源集水域保全計画（3号）
- ③ 浄水場計画
- ④ 水道事業運営/財務（3号）
- ⑤ 送配水計画
- ⑥ 組織・人材育成/業務調整

### (3) 現地再委託

本調査では現地再委託による実施は想定していないが、ローカルコンサルタント等を活用することは認める。必要な経費は、競争参加者が想定する内容に応じ、特殊備人費（一般業務費）として計上すること。

### (4) 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICA マラウイ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストレターを発行するとともに、調査協力機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、受注者は通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA 在外事務所の支援を必要とする場合は、各在外事務所に随時連絡・協議すること。

## 3. 業務従事者の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション

能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

#### 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
  - 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (4) 旅費（航空賃）について、現時点では、商用便の運航が少ないため、以下の単価にて見積もることとします（別見積もりではなく、見積書の内訳として計上ください）。なお、以下に示す単価はすべて消費税抜きの金額として提示しています。

【マラウイ国】東京⇄リロングウェ（カタール航空）

ビジネスクラス：1,000千円

エコノミークラス：600千円

#### 6. 配布資料／閲覧資料等

##### 公開資料

- マラウイ国 水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト 最終報告書要約  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019066.html>
- マラウイ共和国 リロングウェ市無収水対策能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000033220.html>

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	(50)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／上水道計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	( )	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>水源計画／ダム計画／水源集水域保全計画</u></b>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>水道事業運営／財務</u></b>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】 マラウイ国都市給水分野に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- 2 業務地 【国名（地域名）】 マラウイ国（アフリカ地域）
- 3 履行期間 2000年00月00日から  
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 地球環境部 水資源2チーム課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### 【オプション2：旅費（航空賃）の金額を単価指定ありの場合】

##### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。